

公共用水域水質測定の概要

1 測定機関

- 国土交通省・・・最上川本川など、国が管理する区域での測定
- 県・・・・・・・・最上川の支川や2級河川など、主に県管理区域での測定
- 山形市・・・・・・・・山形市内での測定（水質汚濁防止法の政令市）

2 測定水域

- 河川
 - ・ 最上川や赤川など、本県を代表する河川
 - ・ 市街地を流下する河川など、汚濁が比較的多いと思われる河川
 - ・ 鉱山廃水が流入する河川など、有害物質が検出されるおそれのある河川
- 湖沼
 - ・ 水道水源になっているダム貯水池など
- 海域
 - ・ 沿岸域及び酒田港

3 河川の測定地点

- ・ 最上川、赤川の本川は、全体を把握できるよう、主要な支川の流入後など複数の地点で測定
- ・ 最上川、赤川の支川や2級河川では、全体を把握する地点、または、最上川への影響を把握できる地点として、最下流の地点（最上川への合流点など）で測定
- ・ そのほか、利水状況などを考慮して、一部の河川では上流の地点でも測定

4 測定項目

- ・ 水質測定計画に記載の物質の中から、各水域の利用目的等に応じて選定
- ・ 最上川本川などでは、実態を把握するため、全項目を測定
- ・ 中小河川では、流域の実態に合わせて測定項目を選定
（市街地を流下する河川などではBODなどの生活環境項目、有害物質を使用する工場等からの排水が流入する河川は当該有害物質を測定）

令和2年度公共用水域水質測定計画の概要

1 測定地点

水 域 名		河川数等		測定地点数			
				国土交通省	山形県	山形市	計
河川	最上川本川	1(1)	58(58)河川	8(8)	2(2)	—	10(10)
	最上川支川	38(38)		7(7)	30(30)	9(9)	46(46)
	赤川本川	1(1)		3(3)	—	—	3(3)
	赤川支川	4(4)		—	4(4)	—	4(4)
	その他河川	14(14)		—	14(14)	—	14(14)
湖 沼		9(9)湖沼		4(4)	4(4)	1(1)	9(9)
海域	酒田港	1(1)	2(2)海域	—	10(10)	—	10(10)
	日本海沿岸	1(1)		—	2(2)	—	2(2)
合 計		69 (69)		22(22)	66(66)	10(10)	98(98)

() 内は、平成31年(令和元年)度測定計画の数

2 前年度からの変更点

(1) 以下の地点について、「要監視項目」のうち3項目(フェニトロチオン、イソプロチオラン、ダイアジノン)の測定頻度を減ずる。

水域名(測定地点名)	測定頻度	変更の理由等
犬川(犬川橋) 吉野川(築場橋) 寒河江川(溝延橋) 最上小国川(舟形橋) 升形川(升形橋) 京田川(亀井橋) 月光川(菅里橋) 日向川(日向橋) 新井田川(浜田橋) 荒川(赤芝発電所)	2回→1回	平成25年度に測定開始してから検出されていない、又は測定下限値相当で推移しているため、頻度を減ずる。 また、当該3項目を含む農薬の使用時期を考慮して、8月の測定とする。

(2) 以下の地点について、「その他項目」のうち3項目(プロベナゾール、プロモプチド、ペンディメタリン)を廃止する。

水域名(測定地点名)	測定頻度	変更の理由
犬川(犬川橋) 吉野川(築場橋) 寒河江川(溝延橋) 最上小国川(舟形橋) 升形川(升形橋) 京田川(亀井橋) 月光川(菅里橋) 日向川(日向橋) 新井田川(浜田橋) 荒川(赤芝発電所)	1回→0回	平成25年度に測定開始してから検出されていないことから廃止する。